

長野県地方税滞納整理機構特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例

平成 23 年 1 月 4 日
長野県地方税滞納整理機構条例第 12 号

改正 平成 28 年 3 月 22 日条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の 2 第 4 項の規定により、特別職の職員（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）その他の非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別職の職員の報酬)

第 2 条 特別職の職員に支給する報酬の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、報酬が年額で定められている特別職の職員のその年度における在職期間が 1 年に満たないときは、別表に定める額に在職した月数（1 月未満の端数があるとき又は在職期間が 1 月に満たないときは、これを 1 月とする。）を 12 で除して得た数を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 前項の在職期間の計算において、年度途中で退任した特別職の職員が、退任から 1 月内に再び就任したときは、引き続き在職していたものとみなす。

4 年額で定められている報酬は、その年度分を年度末月に支給する。ただし、年度途中で退任した議員に対する議員報酬は、その都度支給する。

5 日額で定められている報酬は、特別職の職員が現に勤務に従事した日においてその都度支給する。

6 前項の規定にかかわらず、その月における職務従事が複数回になると見込まれるときは、職務従事の実績に応じ、その月の報酬を合算して支給することができる。

(特別職の職員の費用弁償)

第 3 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）に規定する相当の特別職の職員に対する旅費又は費用弁償の例により、その要した費用を弁償する。ただし、路程が片道 2 キロメートル未満の場合は、費用の弁償は行わないものとする。

2 費用弁償の支給方法は、長野県地方税滞納整理機構一般職の職員の旅費に関する条例（平成23年長野県地方税滞納整理機構条例第13号）の例によるものとする。

(一般職の非常勤職員の報酬)

第4条 一般職の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項の規定による一般職の職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）については、常勤職員との権衡を考慮して予算の範囲内で報酬を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(広域連合長の報酬の特例)

2 広域連合長の報酬は、第2条の規定にかかわらず、当分の間、これを支給しない。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(別表) (第2条関係)

区 分		報酬の額
広域連合長		年額40,000円
副広域連合長		年額30,000円
選挙管理委員会 の委員	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
監査委員	識見を有する者のうち から選任された委員	日額 7,000円（他の地方公 共団体の監査委員として月 額又は年額の報酬が支給さ れていない委員にあって は、日額12,800円）
	議会の議員のうちから 選任された委員	日額 6,000円
行政不服審査会の委員		日額 12,800円（議会の議 員のうちから選任された委 員にあっては、日額6,000 円）
その他の特別職の職員		予算の範囲内において広域 連合長が定める額